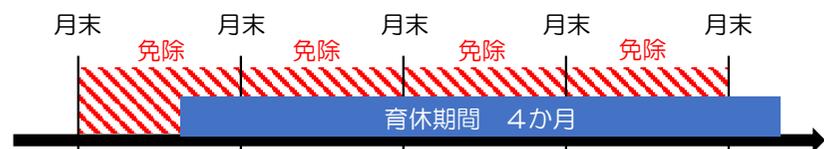


## 育児休業中の掛金等の徴収免除の見直しについて

育児休業期間中の共済掛金は、組合員が事前に共済組合へ「育児休業等期間掛金免除申出書」を提出することにより、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間は免除されます。なお、令和4年10月からの育児休業期間中の掛金免除は、同月内に14日以上育児休業を取得した場合の同月掛金、1月超の育児休業を取得した場合の賞与に係る掛金免除について、以下のとおり改正となりますので、組合員の皆さまへお知らせします。

### 【現 行】

#### 【長期間の育休】



#### 【短期間の育休】



※①の場合、6月分の掛金及び期末手当等の掛金が免除される。  
②の場合、掛金は免除されない。

### 【改正後】

#### 【長期間の育休】（変更なし）



#### 【短期間の育休】（変更あり）



※①の場合、6月分の掛金のみが免除される。  
（育休期間が1月を超える場合は、期末手当等の掛金も免除される。）  
②の場合、6月分の掛金が免除される。  
（育休期間の日数が14日以上の場合）